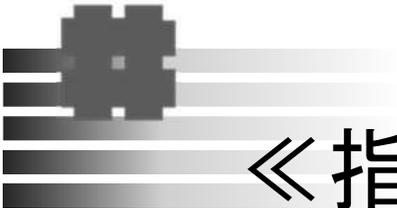


指定障害児通所支援 事業所に対する 行政処分について



《指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について①》

- ◆ 令和5年4月、岐阜市が指定する障害児通所支援事業所において、指定取消処分を受ける事例が発生しました。
 - ◆ 障害福祉サービス事業者等は、障害者総合支援法、児童福祉法、その他関係法令及び関係通知等において定められた基準等を遵守し、適正な事業運営及び報酬請求を行う必要があります。
- ⇒ 以下、本件概要について紹介しますので、各事業者におかれましては、あらためて自らの事業の運営状況を振り返り、適正な事業運営や正確な給付費の請求を図っていただくようお願いします。

≪指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について②≫

【岐阜市の事例】

(1) 処分概要

- ①対象事業 : 放課後等デイサービス
- ②処分内容 : 指定の取消
- ③指定取消日 : 令和5年4月19日



※以下、処分理由について
説明します。

(2) 処分理由

- ①人員基準違反(児童福祉法第21条の5の24第1項第3号)
- ②不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)
- ③虚偽の書類提出及び答弁 (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号及び第7号)

≪指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について③≫

➤ 人員基準違反

- ・サービス提供時間を通じて、児童指導員等が2以上、配置されていなかった。
- ・常勤の児童指導員等が配置されていなかった。
- ・専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者が配置されていなかった。

※**職員の配置は、必要な人員基準を満たしていますか？**

⇒ 勤務実績を出勤簿等で確認できるようにし、事業所においても確認を！

(法人代表者であっても、事業所の管理者や従業員として勤務する場合は、勤務実績が確認できるようにしてください。)

≪指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について④≫

➤ 不正請求

- ・算定に必要な人員が揃っていない状態で、児童指導員等加配加算・福祉専門職員配置等加算を適用し、障害児通所給付費を請求した。
- ・必要な職員を配置していない状態で、サービス提供職員欠如減算・児童発達支援管理責任者欠如減算を適用せず、障害児通所給付費を請求した。
- ・サービスを提供していない日について、サービスを提供していたものとして、障害児通所給付費を請求した。

※報酬の算定要件は満たしていますか？

減算対象となっているにもかかわらず、減算を適用せず請求していませんか？

⇒(給付費の水増し請求など)悪意のある不正請求だけでなく、
制度への理解が不十分なまま事業運営を行い、不適切な請求となった事案も、
行政処分の対象となる場合があります。

≪指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について⑤≫

➤ 虚偽の書類提出及び答弁

・監査時に実際の勤務実態とは異なる虚偽の勤務実績表を提出し、
事実と異なる虚偽の答弁をした。

【岐阜市からの通知】

「障害福祉サービス等の適切な運営について(通知)」

(令和5年5月2日 岐阜市障がい福祉課長・指導監査課長 連名通知)

⇒あらためて自らの事業運営を振り返り、
適正な事業運営や正確な給付費の請求を図っていただくようお願いします。

(再掲)